

## 外国法人や外国人による土地等の取得、利用を制限する法整備を求める 意見書

近年、全国各地で外国法人や外国人による土地の取得が進んでおり、国土保全や安全保障に関わる重要な地域においても取得が相次ぐなど、深刻な事態が発生している。沖縄県では大きな無人島の土地が外国法人等に取得されたほか、北海道をはじめ全国各地で水源地である森林の買収が後を絶たない状況である。本市においても、外国人による森林の取得が農林水産省の調査で明らかになっていることに加え、外資系企業が地上権の設定により、広大な土地を占有する状況も発生している。また、土地以外の不動産の取得も増加しており、不動産全体の価格が著しく高騰することで、若い世代を中心に日本人が住宅を購入できず、人口流出に拍車がかかっている。

一方、国においては令和4年9月に重要土地等調査法が全面施行されたところであるが、同法の対象が防衛関係施設等の重要施設の周辺及び国境離島等の区域内にある土地等に限定されており、対象区域外の住宅地、農地及びマンション等は対象に含まれていないため、今後もこうした土地等が外国法人等に無秩序に取得されると、我が国の主権が脅かされ、安全保障上の重大な問題に発展することが危惧される。

我が国では、外国法人等による土地の取得及び利用を制限する権利を留保せずに世界貿易機関のGATSに加盟したため、内外差別的な取扱いとなる立法を行うことは原則的に認められていない。しかしながら、GATS加盟国の中には、安全保障の観点から、外国法人等に対する土地の取得及び利用を制限する権利を留保することや例外規定を援用することにより、自国の国内法で外国法人等の土地取得を制限することを可能にした国もある。

よって、国におかれては、外国法人等による土地等の取得、利用を制限するため、GATS加盟国と相互主義の適用に係る協議を進めるとともに、外国人土地法の改正等、必要な法整備に早急に取り組むよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年9月25日

岩 国 市 議 会